

( 整理番号 23095 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 3 回本審議会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 8 月 7 日 15 時 00 分 ~ 15 時 40 分 ホテル信濃路 2 F 穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会部会長報告について 2 長野県最低賃金の審議について 3 長野県最低賃金の改正決定について(答申) 4 令和 4 年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問) 5 その他		
議事録			
<p>○古畑賃金室長</p> <p>それではまもなく定刻となりますので、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、最初に第 3 回次第、次に資料 32、33 よろしいでしょうか。</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より長野地方最低賃金審議会令和 5 年度第 3 回本審議会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認です。本日の出席委員は、委員 15 名中 15 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告します。</p> <p>また本審議会の開催にあたり事務局で本日開催の 14 日前に公開の公示をしたところ、4 件の傍聴の申し込みがあり、本日傍聴していただいておりますこと、また、報道機関 11 社が取材に見えておりますことを報告させていただきます。</p> <p>それではこれからの審議について倉崎会長よろしく願いいたします。</p> <p>○倉崎会長</p> <p>皆さん、お疲れ様でございます。特につい先程まで専門部会に参加されてお</p>			

られました委員のみなさま本当にお疲れさまでございました。おかげさまで、何とか部会としての結論にたどり着くことができました。あらためて御礼を申し上げます。本日の総会は今ほど申し上げたみなさまにご苦勞いただいた成果である専門部会の結論を反映させる手続きでございますのでよろしく願いたいします。

本日の審議会は一部公開としております。

運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名いたします。

労働者代表委員からは、櫻井委員、使用者代表委員からは聲山委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず「長野県最低賃金専門部会部会長報告」についてであります。

本日の専門部会における審議で取りまとまりました部会長報告書について、事務局で朗読をお願いいたします。委員の皆さんは資料 32「長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」をご覧ください。

○荒河賃金指導官

< 部会長報告文の朗読 >

○倉崎会長

ただ今朗読していただいた報告書の内容につきまして、委員の皆様から何かご意見等はございますか。

( 「なし」の発声あり )

よろしいですか。それでは、専門部会報告の別紙1にある長野県最低賃金の改正決定内容について採決に入りますので、傍聴者と報道関係のみなさまにおかれましては、一旦ご退室をお願いいたします。

( 傍聴者・報道関係者、一時退席 )

○倉崎会長

それでは、改正内容に賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成 公4人、労5人、使0人 >

続きまして、反対の方の挙手をお願いいたします。

< 反対 公0人、労0人、使5人 >

事務局で確認をお願いいたします。

○古畑賃金室長

賛成 9 人、反対 5 人。以上確認させていただきました。

○倉崎会長

はい、ありがとうございました。

賛成多数となりますので、採決の結果は、専門部会報告の別紙 1 にある「長野県最低賃金の改正決定内容について」のとおりとする結論になりました。

それでは、議決に基づきまして、局長に答申を行いたいと思いますので、事務局は答申文（案）の御準備をお願いいたします。採決の結果、専門部会長報告別紙にある改正内容のとおり決定するとともに答申することにいたします。

傍聴者・報道関係者に再入室を認めますので、その旨、お伝えください。

( 傍聴者・報道関係者、再入室 )

○倉崎会長

それでは再開いたします。事務局で答申文（案）の朗読をお願いいたします。

○西尾賃金室長補佐

< 答申文案の朗読 >

○倉崎会長

はい、ありがとうございました。

只今の報告書の内容につきまして、当審議会として結論に至った経過について、若干ご報告をさせていただきたいと思います。まず労使それぞれのご主張の内容ですけれども、労働者代表委員側からは昨今の消費者物価の顕著な上昇、そして、それとは別に地域間格差の解消を通じて長野からの人材の流出を防ぐこういう観点から、金額的には中央最低賃金審議会から示された目安にプラスアルファの金額の主張が提示されておりました。他方、使用者代表委員側からは消費者物価と同様に原材料費でありますとかエネルギーコストでありますとかそうした企業物価が高騰しているということ、また、長野の主要産業である宿泊、飲食、観光こういった事業に関し、増益となった企業や、コロナの問題が一区切りついたことによってメリットを受けている事業もあるけれど、そうでない事業があり二極化が生じている。また、先程お話した企業物価の高騰のお話がありましたけれども、それに関し価格転嫁ができるかという点についても、できているところとできていないところの二極化が生じている。こうしたことから最低賃金の引き上げには慎重であるべきとの見解が示されまして、結論として目安を下回る数値のご主張となっております。公益委員の立場としましては全会一致の結論にたどり着けるよう、個別の面談、協議を通じて相互

から実情をお伺いし、何とか歩み寄りに向けた調整を図ったところでございますが、一定の歩み寄りはありました。けれども、限界を認識するに至り公益見解に至ったところでございます。公益見解の結論の根拠となる主要部分ですけれども様々考慮すべき要素がある中で、まずは、消費者物価の高騰に伴う労働者の生計費に対する影響というところを考えました。その根拠は最低賃金制度が組合を持たず組織を通じた交渉という手段を持たない労働者について、賃金の低廉から解放するというところに、ねらい、第一次的な目的があることに鑑みるならば、やはり、消費者物価の高騰に起因する実質的な賃金の目減りが看過できないというふうに考えました。中央最低賃金審議会で示された目安の根拠である消費者物価の上昇率については相応に重視することとし、目安の金額を結論とすることを選択しました。他方、地域間格差による人材流出を防ぐ、こうした観点から目安にさらにプラスアルファで積み上げができるか、という問題に関しても検討をいたしました。この点につきましては、労働者代表側のご主張も確かにごもつともで、人材流出の懸念に関しては相応の配慮が必要と考えますが、他方におきまして、消費者物価同様、事業者に係る物価が高騰しておるところでございますので、そうしたこと全体を考慮し、地域間格差を是正するためのプラスアルファについては少なくとも今年度は見送りたい、というところで目安記載の数値をそのまま結論としたところでございます。ただ事業者の皆様が賃上げに対応できるだけの環境設定が必要である。これは、争いがないところであると思っておりますので、そうしたことを要望という形で報告書に付したところでございます。以上が概要の報告になります。では、この文案の内容でよろしいでしょうか。

( 「はい」の発声あり )

○倉崎会長

よろしければ、これから答申することといたします。

( 会長から局長へ答申文の手交 )

○久富労働局長

只今、会長から答申をいただきました。委員の皆様方におかれましては、大変タイトなスケジュールの中、適正に審議を賜りましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。今後につきましては、いただいた答申を踏まえて10月1日の発効に向けて万全を期して参りたいと考えています。改定された最低賃金額につきましては、昨年度の集中監督の結果で約3割の事業者が改定された最低賃金を知らないといった結果が出ています。そういったことを踏まえて、今年度につきましては、より積極的に周知活動に努めて参りたいと考えておりますので、皆様方におかれても何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。そ

れから本答申につきましては、先程、会長からご説明がありましたとおり、政府に対する要望をいただいております。要望の中には、制度の拡充、新設等の厚労本省を含めた中央で検討対応すべき課題、そして、周知広報のように私も長野労働局で対応できる課題と二つの課題があると見ています。中央政府に対して要望すべきものにつきましては、速やかに要望いたします。また、私も対応できるものにつきましては可能な限り早急に対応した上で、審議会の対応結果をご報告させていただきたいと考えております。ここで今、わたしのご挨拶の参考資料として皆様方の机に「現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁により賃金引上げのご検討等について(要請)」という文書を配布しております。これにつきましては、本日付けで労働基準監督署、ハローワークに指示をしたところでございます。内容につきましては、下の三つの段落のところをご覧くださいと、まず一点目が国や地方公共団体における賃金引き上げにかかる各種支援措置等を活用していただくことによって、本年のみならず、今後とも賃金の引上げについての労働環境の整備をしていただきたいといった点、二点目は非正規労働者と正規労働者の間の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応をしていただきたい、三点目が企業間取引を行う企業におかれては相手方企業における労務費改善の観点からの価格転嫁の必要性についても御留意いただきたい、について労働基準監督署とハローワークが監督指導、また企業訪問等を行う場合に必ず直接相手方企業に手渡した上で要請していただきたい、といった指示をしております。今年度実施する数は約7,000程度にしております。一枚めくっていただきますと、これについてはわたくしどものみならず、長野県知事、そして長野県の全市長のご賛同のもと連名で実施をするということにしております。こういったことを手始めに、いただいた要望については速やかに対応してまいりたいと考えています。最後になりますが、これからまた本日、特定最低賃金の必要性の審議についての諮問をさせていただくということにしております。委員の皆様方には大変お疲れのところではございますけれども、引き続きご審議の程を何卒よろしくお願いいたします。

○倉崎会長

局長ありがとうございました。

それでは長野県最低賃金に関する今後の手続きなどについて事務局から説明をお願いします。

○古畑賃金室長

本日いただきました長野県最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めてまいります。

長野県最低賃金の改正決定に係る答申内容に対する異議の申出に係る公示に

つきましては、本日8月7日から8月22日まで行います。異議の申出がありましたら、8月23日(水)午前10時30分から開催予定の第4回本審議会において異議申出に関する審議を行うこととなります。その審議結果等を踏まえまして、10月1日法定発効となるよう進めてまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

はい、ありがとうございました。それでは、次に「令和5年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問)」に入ります。

諮問にあたり事務局から申し出状況等について説明をお願いします。

○古畑賃金室長

長野県特定最低賃金の改正決定の必要性について、局長より諮問をさせていただきますが、その前に特定最低賃金の申出状況について説明させていただきます。

資料 33をご覧ください。表紙に各申出書について表記したとおり、計量器等製造業の申出書が1～2ページ、はん用機械器具等製造業の申出書が3～4ページ、各種商品小売業の申出書が5ページに資料としてお示ししてございます。これら3業種の申出書は7月26日付けで提出されたところでございます。

なお、印刷、製版業の特定最低賃金の申出はございませんでした。

今回の申出の定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数の概ね3分の1以上の合意が得られていることが必要となりますが、3業種いずれも満たしていることを確認しております。

また、定量的要件以外に、それぞれの申出書及び添付書類を確認・審査いたしました結果、いずれも要件を満たしていることを確認いたしましたので、改正決定の必要性について諮問をさせていただくことといたしました。

では、これより長野労働局長から長野地方最低賃金審議会倉崎会長に諮問文をお渡しいたします。

( 局長から会長へ諮問文の手交 )

○倉崎会長

それでは、事務局で諮問文の写しを配布してください。配付が済みましたら、諮問文の朗読をお願いいたします。

○西尾賃金室長補佐

< 諮問文を朗読 >

○倉崎会長

只今諮問のありました特定最低賃金3業種の改正の必要性につきましては、8月9日(水)午前10時30分からの第2回特定最低賃金検討小委員会で検討をお願いします。

検討小委員会の結果は、8月23日(水)の午前10時30分からの第4回本審議会に報告し、令和5年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題5の「その他」に入りますが、事務局で何かございますか。よろしいですね。

労働者代表委員から、何かございますか。

( 「なし」の発声あり )

よろしいですね。

それでは、使用者代表委員から、何かございますか。

( 「なし」の発声あり )

よろしいですね。

○倉崎会長

それではこれで閉会といたします。皆様大変お疲れさまでございました。

閉 会